

重点地区の取組について

2021.10.25
東京都都市整備局

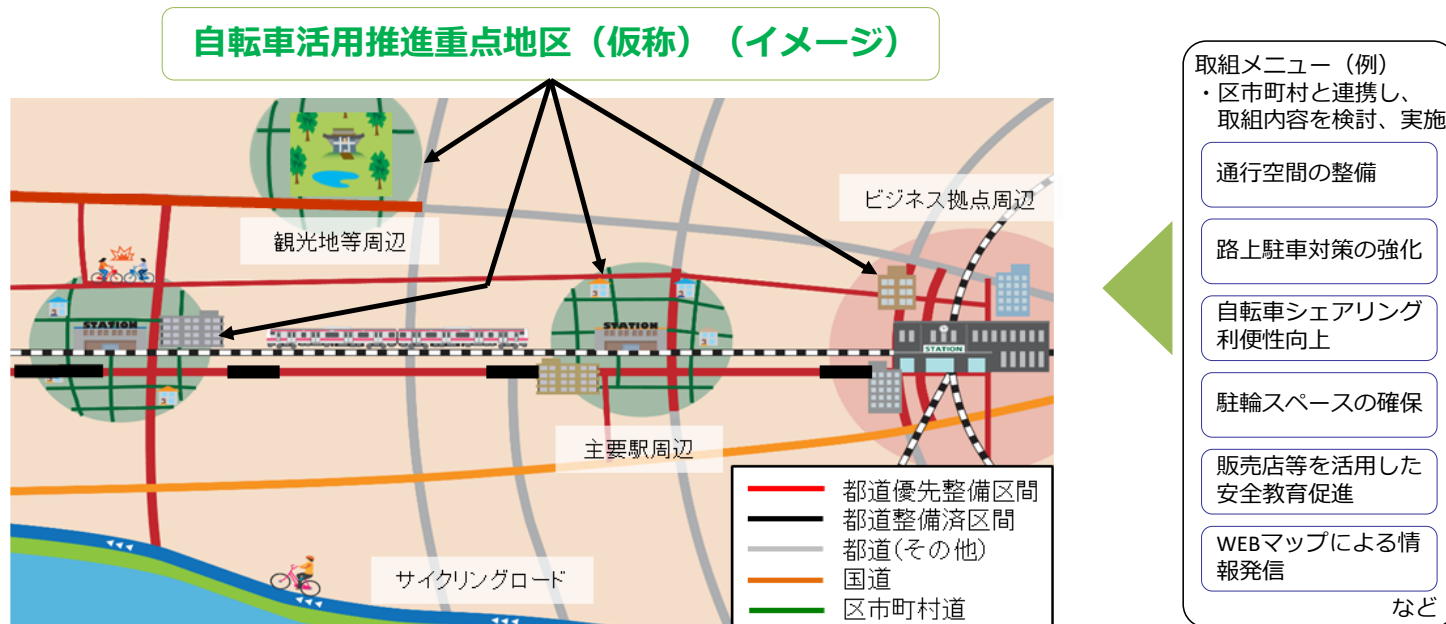
1. 東京都自転車活用推進計画における位置づけ

(1) 目的

- 東京都の自転車施策は多岐に渡っており、各施策個別に見た場合、適用ケースや施策の相乗効果が理解しづらいです。
- このため、自転車通勤や自転車観光、安全・安心な自転車利用など、自転車活用推進の重点地区を選定し、各地区に適した様々な施策をパッケージ化することで、より良い自転車利用環境の創出につなげることを目的とします。国、都、区市町村や民間企業等、各関係主体の協働によって各施策の早期実現を促進し、都民への理解を促すとともに、他地区への展開を図ります。

(2) 自転車活用推進重点地区のイメージ

- 一定の範囲の地区において、国、都、区市町村が協働で集中的な環境整備を実施する「自転車活用推進重点地区」を設定します。



1. 東京都自転車活用推進計画における位置づけ

1) 自転車活用推進重点地区による効果

- 各施策を連携して進めることができ、行政区域を横断して推進可能であり、エリアへの集中実施により早期実現が可能となります。
- また、充実した自転車利用環境を住民・来訪者に実体験してもらい、自転車の活用可能性を考えてもらうきっかけづくりにつなげます。

2) 自転車活用推進重点地区の実施

- 先行的に取組む地区として「先行推進重点地区」を選定し、国、都、区市町村等の各関係主体と協働で整備計画を策定して順次取組を実施していきます。なお、整備計画については、各地域の実情に応じた自転車施策のパッケージ化を行うこと、歩行者や自動車交通に配慮した総合的な視点での自転車利用環境の構築を行うことを念頭に検討します。

3) 自転車活用推進重点地区の拡大

- 「先行推進重点地区」の取組についてフォローアップを行いながら進めるとともに、他の地区での実施についても、多様な地区特性に応じた調整・検討を進め、順次地区を拡大していきます。

◎ 今後部会において、次頁に記載のそれぞれの取組内容の追加・充実の検討により、各地区毎の整備計画を策定していく予定です。

2. 取組概要（新宿地区）

	取組概要(R3～5)	備考
自転車通行空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> 山手通り・副10議事通り・副12公園通り・副10北通り・方南通り・四ツ谷角筈線で約9kmを整備予定(建設局) 国道20号を整備予定(東京国道事務所) 花道通り・第二分庁舎北側・区役所通りで約1.2kmを整備予定(新宿区) 	<ul style="list-style-type: none"> 駐停車車両が多い区間の通行空間の確保 国道・区道との連携 駐輪場やシェアサイクルポートとの連携 駅前再開発事業、駐輪場位置変更等との調整
駐輪場に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> 駐輪場の管理運営、民設民営業者との連携、西部エリア・既存施設等の民設民営による再整備(新宿区) 鉄道事業者等の民間事業者との連携による公共駐輪場の整備(渋谷区) 	<ul style="list-style-type: none"> 新宿駅西口の再整備により、今後、西口周辺については、駐輪場の大幅な変更が見込まれる。
安心・安全に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> 都内全域で、自転車安全利用キャンペーン、安全利用・ヘルメット着用・保険加入の促進、駅前放置自転車クリーンキャンペーン等(都民安全推進本部) 災害時の参集職員の自転車活用(総務局総合防災部) 安全啓発キャンペーンや学校・事業所等における安全教室の実施(警視庁) 小学校の交通安全教室、路上啓発活動、交通安全イベント、放置自転車対策、スケアード・ストレイト等(新宿区、中野区、渋谷区) 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナによる各種啓発活動の中止 オンライン、ウェブの活用
自転車シェアリングに係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ポート用地共同利用検証、都営地下鉄駅の案内看板設置(環境局) シェアサイクル事業者と協働での利用者のルール向上対策(警視庁) 再開発事業とあわせたシェアサイクルポートの拡充(新宿区) 区内でサイクルポート約20か所設置(中野区) 令和4年度以降、10ポート新設し、順次増設予定(渋谷区) 	<ul style="list-style-type: none"> 用地確保が困難 手続き・基準緩和による都有地等の活用 事業者間のシステム共有 公共交通との連携
その他	<ul style="list-style-type: none"> フードデリバリー・飲食事業者や商店街への啓発活動等の推進(警視庁) 自転車活用推進計画の策定・見直し(新宿区、中野区、渋谷区) 	

2. 取組概要（吉祥寺・三鷹・武蔵境地区）

	取組概要(R3～5)	備考
自転車通行空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> 井ノ頭通りで約7kmを整備予定(建設局) 自転車等交通量調査・整備方針検討(武蔵野市) 	<ul style="list-style-type: none"> 駐停車車両が多い区間の通行空間の確保 市道との連携 駐輪場やシェアサイクルポートとの連携 幅員が狭く、交通量が多い
駐輪場に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> 約8千台の駐輪台数の維持、思いやりゾーン等の確保・拡充検討(三鷹市) 駅至近及び商圈に近い一部駐輪場の定期から一時利用へ転換、料金適正化、定期利用の年度抽選制度、駐輪場の適正配置(武蔵野市) 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の安全確保、街づくり計画との整合 駅周辺の用地確保が困難(既存施設の有効活用)
安心・安全に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> 都内全域で、自転車安全利用キャンペーン、安全利用・ヘルメット着用・保険加入の促進、駅前放置自転車クリーンキャンペーン等(都民安全推進本部) 災害時の参集職員の自転車活用(総務局総合防災部) 安全啓発キャンペーンや学校・事業所等における安全教室の実施(警視庁) 市内利用者への自転車安全講習会、小学校での自転車安全教室、放置自転車対策(三鷹市、武蔵野市) 出張自転車点検整備(武蔵野市) 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車事故割合が増加傾向であり、より効果的な啓発が必要
自転車シェアリングに係る取組	<ul style="list-style-type: none"> 自転車シェアリング事業への参画促進、都有地活用支援(環境局) シェアサイクル事業者と協働での利用者のルール向上対策(警視庁) 導入検討(三鷹市、武蔵野市) 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業における市の役割 市が関わる場合のメリット・デメリットの把握
その他	<ul style="list-style-type: none"> フードデリバリー・飲食事業者や商店街への啓発活動等の推進(警視庁) 地域ボランティアによる街頭見守り(三鷹市) 	

2. 取組概要（晴海・豊洲・有明等地区）

	取組概要(R3~5)	備考
自転車通行空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・有明通り、三ツ目通り支線で約2.5km整備予定(建設局) ・約7km整備予定(港湾局) ・区全域で約13.4km(区内全域完了)整備予定(江東区) ・晴海五丁目西地区(選手村)で約4.3km整備予定(都市整備局が整備し、建設局及び中央区が管理) 	<ul style="list-style-type: none"> ・区道との連携 ・駐輪場やシェアサイクルポートとの連携 ・整備効果の把握方法 ・ネットワーク化されていない
駐輪場に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ・区全域での附置義務条例、民営自転車駐車場整備事業への補助(江東区) ・晴海3丁目の開発において、公共的駐輪場が整備予定(中央区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊洲駅(2000台)、国際展示場駅(300台)、有明駅(75台)が開設済 ・大規模商業・業務ビルの路上駐輪 ・利用しにくい駐輪場による路上駐輪
安心・安全に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・都内全域で、自転車安全利用キャンペーン、安全利用・ヘルメット着用・保険加入の促進、駅前放置自転車クリーンキャンペーン等(都民安全推進本部) ・災害時の参集職員の自転車活用(総務局総合防災部) ・安全啓発キャンペーンや学校・事業所等における安全教室の実施(警視庁) ・保育園・小中学校での交通安全教室、道路の安全点検、放置自転車対策等(港区、江東区、中央区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSによる交通安全啓発
自転車シェアリングに係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ・駅への看板設置の促進、都有地活用支援(環境局) ・シェアサイクル事業者と協働での利用者のルール向上対策(警視庁) ・ポート設置協議(港区) ・交通結節点・観光拠点への設置・拡充(江東区) ・選手村、晴海3丁目の開発内でポート設置(中央区) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地等の用地確保が課題
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・フードデリバリー・飲食事業者や商店街への啓発活動(配達員の交通ルール向上の働きかけ等)等の推進(警視庁) ・自転車活用推進計画の策定・見直し・検討(港区、江東区、中央区) 	

3. 今後の検討に向けた情報提供依頼

	情報提供内容
令和3年度～令和6年度以降の取組の詳細情報	<ul style="list-style-type: none">・ 前回、回答いただいた取り組みに関するの詳細情報※ 関連計画、既存資料の抜粋等、参考情報の提供のお願い(例) 区・市全域ではなく、対象地区の情報<ul style="list-style-type: none">自転車通行空間の整備区間・整備形態が分かる図面駐輪場、サイクルポートの設置箇所・設置台数が分かる図面自転車交通安全の具体的な実施対象や、実施方法・実施内容 等
令和2年度までの自転車通行空間、駐輪場、サイクルポートの設置状況	<ul style="list-style-type: none">・ 現状の自転車通行空間、駐輪場、サイクルポートの設置状況・ 上記のように、具体的な整備区間・整備形態、設置箇所・設置台数が分かる図面
放置自転車の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 対象地区の放置自転車の状況・ 対象地区の撤去方法(場所、頻度等)
自転車事故の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 対象地区の自転車事故の状況(事故の位置、対自動車・対歩行者等の当事者、出会い頭・追突等の状況)
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 対象地区の自転車関連ステークホルダー(例) 鉄道、バス事業者等の交通事業者商業施設、業務施設等の民間事業者学校、PTA等の教育関連団体シェアリング・駐輪施設の運営事業者自転車販売店等の関連事業者 等